

障害者支援施設等との随意契約の事務手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(以下「政令第3号」という。)に基づく随意契約の事務手続等に関し、神奈川県財務規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者支援施設等

政令第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所若しくはこれらに準ずる者として地方自治法施行規則第12条の2の3で定めるところにより知事の認定を受けた者をいう。

(2) 所管課長

神奈川県行政組織規則第2条第1号に規定する室課で、障害者支援施設等を所管する課の長をいう。

(障害者支援施設等の名簿作成)

第3条 調達課長は、「役務の提供に関する契約対象施設等名簿」(以下「名簿」という。)を作成し、県内障害者支援施設等が県と役務の提供に関する契約の締結を希望する場合には、当該障害者支援施設等の申請に基づき名簿に登載するものとする。

2 調達課長は、前項に基づく事務の全部又は一部を所管課長に行わせることができるものとする。

3 前項に定める事務は、調達課長が所管課長と協議して定める。

(対象役務の決定)

第4条 障害者支援施設等と役務の提供に関する契約を締結するに当たり、契約担当者(規則第25条に規定する契約担当者をいう。)は、契約の相手方が福祉的就労の場を営む者であることを考慮し、役務の内容及び仕様を決定するものとする。

(契約の相手方の公募及び選定基準)

第5条 随意契約の相手方は規則第50条第2項第2号に規定する契約締結前の公表により公募することとし、公募に当たっては名簿に登載されている複数の障害者支援施設等が申し込むことが可能な選定基準を設けるよう努めるものとする。

(発注見通しの公表時期)

第6条 規則第50条第2項第1号に規定する発注の見通しの公表は、当初予算議決後速やかに行う。

ただし、前年度中に契約準備行為として契約する必要があるもの及び4月中に契約するものは当初予算案の知事記者発表の後に行う。

2 前項の規定により公表したもの以外のものについては、発注が決定し次第速やかに公表する。

(契約締結前の公表時期)

第7条 規則第50条第2項第2号に規定する契約締結前の公表は、少なくとも契約締結予定日の14日前までに行わなければならない。

(見積合せの実施)

第8条 契約担当者は、規則第50条第2項第2号の規定に基づく契約締結前の公表を受けて、契約の申込みがあったときは、名簿に登載された障害者支援施設等であること及び選定基準を満たすことを確認のうえ、見積書の提出を依頼する。また確認の結果、要件を満たさない場合には、その結果及び理由を通知するものとする。

2 見積書の提出を申し込んだ障害者支援施設等が1者の場合は、規則運用通知第50条の2関係第4項第3号の規定に基づき見積合せは省略できるものとし、見積合せの結果見積書提出者が1者の場合も同様とする。

(見積合せの手続)

第9条 見積合せの実施に当たっては、規則第50条の2第3項の規定に基づき予め予定価格を定めるものとし、予定価格調書を封書にし、見積合せ実施場所に置かなければならない。

2 見積書提出者から申出があった場合には、見積合せに立ち合わせることができるものとする。

(契約の相手方の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

2 見積合せを実施して予定価格以下の申込みがなかったときは、再度見積書の提出を求め、再度の見積合せでも同様のときには、見積合せを中止する。

(契約締結後の公表)

第11条 規則第50条第2項第3号に規定する公表は、契約締結後速やかに行うものとし、公表の期間は翌年度の5月31日までとする。

(公表の方法)

第12条 規則第50条第2項に規定する発注見通し等の公表は、かながわ電子入札共同システムの入札情報サービスシステムを用いて契約担当者が行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、調達課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。